

(別添1)

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和63年6月22日 健医発第743号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日 一部改正 障発0124第4号 <u>平成26年1月24日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第3項に基づき 医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</p> <p>(略)</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">市町村長同意事務処理要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第3項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</p> <p>1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院側の調査の結果、<u>当該精神障害者の家族等のいずれもいないか、又はその家族等の全員がその意思を表示することができないこと（これらの家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）</u>。</p>	<p style="text-align: right;">健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律<u>第33条に規定する</u> 医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</p> <p>(略)</p> <p>別添</p> <p style="text-align: center;">市町村長同意事務処理要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に必要な保護者の同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</p> <p>1 入院時に市町村長の同意の対象となる者 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 病院側の調査の結果、<u>後見人又は保佐人、配偶者、親権者その他選任された保護者のいずれもいないか、又は不明であること（これらの保護者がおり、その同意が得られないときは、医療保護入院はできないこと。）</u>。</p> <p><u>(5) 病院側の調査の結果、扶養義務者がいないか若しくは不明であること又は扶養義務者の同意が得られないこと。</u></p>

注（１） 応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

（２） 家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条に基づく申請を行うこと。

2 （略）

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、家族等のうちいずれかの者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

（略）

4 市町村において行われる手続き

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ 病院が把握していない家族等の存在を把握し、連絡がとれる場合には、その同意の意思の有無を確認すること。

（３）～（５） （略）

5 同意後の事務

（１）入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が同意者であること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

（略）

注（１） 扶養義務者のうちから保護者を選任中の者については、4週間を限って扶養義務者の同意により入院させることができるが、4週間を超えても保護者が選任されない場合には、市町村長が保護者となり、その同意が必要であること。

（２） 応急入院で入院した者については、72時間を超えても保護者若しくは扶養義務者が判明しない場合又は扶養義務者の同意が得られない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。

（３） 同意した者が死亡等により保護義務を行えなくなった場合には、次の保護者が現れるまでの間は、市町村長が保護者となること。

2 （略）

3 病院からの連絡

病院は、入院する患者について、居住地、保護者や扶養義務者の有無等を調査し、当該患者が入院につき市町村長の同意が必要な者である場合には、速やかに市町村長の同意の依頼を行うこと。

（略）

4 市町村において行われる手続き

（１） （略）

（２） （略）

ア （略）

イ 扶養義務者がいる場合には、同意を行わない旨の確認を電話等を行うとともに、市町村長が同意する旨を連絡すること

（３）～（５） （略）

5 同意後の事務

（１）入院中の面会等

入院の同意後、市町村の担当者は、速やかに本人に面会し、その状態を把握するとともに市町村長が保護者になっていること及び市町村の担当者への連絡先、連絡方法を本人に伝えること。

（略）

（２）保護者の調査等

市町村の担当者は、市町村長の同意の後においても、保護者及び保護者になりうる者の調査等に努めること。

なお、病院及び関係機関は、市町村長の同意によって入院している患者について、市町村長以外に保護者及び保護者になりうる者がいることが明らかになった場合は、速やかに市町村の担当者に連絡すること。

（３）関係機関への連絡

<p>様式 1</p> <p style="text-align: center;"><u>医療保護入院同意依頼書</u></p> <p>下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>家族等</u>がないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第3項</u>により貴職による同意をお願い致します。 (略)</p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: center;"><u>医療保護入院同意依頼聴取票</u></p> <p>(略)</p> <p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;">市町村長 印</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第3項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">市町村の担当者は、入院の同意を行った場合、必要に応じ、<u>保健所、福祉事務所等の関係機関に連絡を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>保護義務の終了</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保護者の発見、選任等により市町村長が保護者でなくなったときは、市町村の担当者は、保護者の変更を確認した後、速やかに市町村長の保護義務終了について内部手続をとること。</u></p> <p>様式 1</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者同意依頼書</u></p> <p>下記の者について、医療及び保護のために入院の必要があると認められましたが、他に<u>保護者</u>となる者がいないため、精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第21条</u>により貴職が保護者となりますので、<u>同法第33条第1項</u>の規定により貴職の保護者としての同意をお願い致します。 (略)</p> <p>様式 2</p> <p style="text-align: center;"><u>保護者同意依頼聴取票</u></p> <p>(略)</p> <p>様式 3</p> <p style="text-align: center;">同意書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>病院管理者 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>保護者</u> 市町村長 印</p> <p>下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する<u>法律第33条第1項</u>の規定により貴病院に入院させることに同意する。 (略)</p>
---	--